

## [事案 24-33] 配当買増保険金等支払請求

・平成 24 年 8 月 27 日 裁定終了

### <事案の概要>

設計書に記載がある長寿祝金の記載どおりの金額の支払いを求めて、また、怪我による手術に対して手術給付金が支払われないことを不服として、その支払いを求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成元年 8 月に加入した定期保険特約付終身保険について、加入の際、募集人から、老後設計資金ないし長寿祝金は、設計書の記載どおりに確定された金額であるとの説明を受け、また、平成 9 年に転換契約を勧められた際も、同様に、75 歳から 5 年ごとに長寿祝金を支払うとの説明を受けたので、設計書に記載どおりの金額を支払ってほしい。

また、平成 23 年 8 月、歩行中に転倒して頭部を強打したが、搬送先の病院で傷の縫合手術を受けたので、手術給付金を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

下記の理由から、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 長寿祝金は社員配当金を生存保険金の買増に充てた場合に充当された累積生存保険金のことであり、社員配当金が原資であるので、一定額の支払いが保証されているものではない。
- (2) 申立人が受けた傷の縫合手術は本契約約款記載の手術給付金の支払対象に該当しない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書を持ってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

#### 1. 長寿祝金について

- (1) 本契約の約款には以下の記載があることから、老後設計資金および長寿祝金は、社員配当準備金から支払われるもので、これは運用実績によって変動するものであり、契約時に確定した金額となるものではない。
  - ① 保険会社は定款の規定によって積立てた社員配当準備金のうちから社員配当金を割り当てる。
  - ② 社員配当金は、契約者が選択した方法により分配される。
  - ③ 契約者が生存保険金の買増に充てる方法を選択した場合、社員配当金は生存保険金の一時払保険料に充当される。
  - ④ 被保険者が生存保険金の満期時に生存しているときは、保険契約者に累積生存保険金が支払われる。
  - ⑤ 本契約においては、保険料払込満了時に支払われる累積生存保険金を老後設計資金と

呼び、その後5年ごとに支払われる累積生存保険金を長寿祝金と呼ぶ。

(2)以下の事情から、本契約の加入時や転換契約を勧められた際に、募集人から老後設計資金ないし長寿祝金が確定額である旨の説明があったと認めることはできない。

①本契約の設計書には「将来の支払いを約束するものではない」等の記載があり、また記載された金額にも「約」が付されており、確定した金額が記載されているわけではないので、設計書に明確に反する説明をしていたと認めることは困難である。

②募集人が本契約の転換を勧めた際に用いたと推認される保障計画表において、配当・生存保険金等が支払われる旨の記載があるが、そもそも同計画表記載の配当金額は平成9年当時の配当金額をもとにした記載であることがうかがわれるが、この金額は本契約の締結時の設計書に記載されている老後設計資金や長寿祝金の金額とはまったく異なる。

## 2. 手術給付金について

(1)本契約の特約の約款によると、病気または怪我による「所定の手術」に対して手術給付金が支払われる旨の記載がある。

(2)申立人が作成した治療内容報告書によると、右眼上頭部を5針縫う手術を受けたことが認められるが、この手術は約款記載の手術の種類の内いずれにも該当するとは言えず、手術給付金の支払対象とは認められない。